



令和6年分申告相談スケジュール



いずれの会場も 市内全地区の人が対象です

自宅からスマホで簡単に確定申告ができます！

スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、自宅で簡単・便利に確定申告をすることができます。
また、パソコンを用いてインターネットを利用し、確定申告を作成・送信することができます。
2月中のみ(28日(金)除く)八日市文化芸術会館では、スマホ申告コーナーを設けますので、初めての方も気軽にご相談ください。

※還付申告をされる人は、
1月1日から申告することができます。

「国税庁確定申告書等
作成コーナー」へアクセス



近江八幡税務署で申告してください。

下記内容の申告は、八日市文化芸術会館・各支所等では受付できません。

- ①譲渡所得 (・土地、建物の売買や、株式の取引による収入等の申告
・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除)
- ②配当所得 (上場株式等の配当等で申告分離課税を選択したもの)
- ③先物取引、FX(外国為替証拠金取引)等
- ④青色申告 ※2月中のみ八日市文化芸術会館で受付ができます。
- ⑤準確定申告 (お亡くなりになった人の申告)
- ⑥住宅借入金等特別控除(初年分)
(住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別控除、
認定住宅等新築等特別税額控除を初めて申告する場合)
- ⑦雑損控除
(台風などの災害、盗難または横領によって生活用資産などに損害を受けた人の申告)
- ⑧外国税額控除
- ⑨過年分(令和5年分以前の申告)
- ⑩退職所得
- ⑪国外被扶養者の追加
- ⑫令和7年1月1日現在、東近江市に住所がない人の申告
- ⑬消費税及び地方消費税の確定申告

※税務署で申告する際は、必ず「課税取引金額計算表」を作成してください。

☆配当所得、譲渡所得等を申告される人へ

上場株式等の配当所得、譲渡所得等について、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされていましたが、令和6年度(5年中所得)分から、個人住民税の課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。

☆ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された人へ

控除の追加等で確定申告をされる場合は、ふるさと納税分を含めた申告が必要です。

(参考)ワンストップ特例制度とは…次の①～③のすべての要件に該当する場合、確定申告を行わなくても住民税の寄附金に係る控除が受けられる制度

- ①令和6年中にふるさと納税をし、ワンストップ特例制度を申請した人
- ②確定申告・住民税申告をする必要がない人
- ③ふるさと納税先が5団体までの人

確定申告に関する
お問合せ

近江八幡税務署
電話:0748-33-3141(代表)

住民税の申告に関する
お問合せ

東近江市税務部市民税課
電話:0748-24-5604(直通)
IP電話:050-5801-5604

八日市文化芸術会館およびやわらぎホールにおいては、受付時間枠を指定した入場整理券を、当日の午前8時から、会場入口で配布します。
支所およびコミセンの各会場においても入場制限を行い、入場整理券がなくなった時点で受付を終了します。

還付申告のみの受付

例:医療費控除・社会保険料控除・扶養控除の追加
など確定申告をすれば、所得税が還付される人

2/6(木)、7(金)
2/14(金)

やわらぎホール(能登川支所横)
八日市文化芸術会館

9:00~15:00
9:00~15:00

(12:00~13:00は除く)

会場		八日市文化芸術会館	支所およびコミセン
開設時間		土・日曜日、祝日は受付していません。 毎週月曜日と2/25(火)・26(水)は受付していません。 2月は9:00~15:00まで 3月は9:00~16:00まで (12:00~13:00は除く)	
2月	17日(月)	受付していません	
	18日(火)	【事業所得・不動産所得についての相談】 2月中のみ八日市文化芸術会館では、税理士による 「地区相談会場」を併設します。ぜひご利用ください。 共催:近江八幡税務署 (公社)近江八幡納税協会・近畿税理士会	2/17(月)~20(木)
	19日(水)		2/17(月)~20(木)
	20日(木)		愛東支所
	21日(金)		湖東支所
	25日(火)	受付していません	
	26日(水)	受付していません	2/25(火)~28(金)
	27日(木)		蒲生支所
	28日(金)		
3月	3日(月)	受付していません	2/28(金)~3/5(水)
	4日(火)	<夕方の申告受付> 3/6(木)は 17:00~18:30も開設します 16:30~入場整理券を配布します。	五個荘支所
	5日(水)		
	6日(木)		3/6(木) 鈴鹿の里 コミュニティセンター
	7日(金)		
	10日(月)	受付していません	3/10(月)~12(水)
	11日(火)		永源寺 コミュニティセンター
	12日(水)		
	13日(木)		3/12(水)~17(月)
	14日(金)		能登川 コミュニティセンター
	17日(月)	受付していません	

★混雑予想★

初日と休み明けは、
毎年混雑しやすいです。

※下記の書類は、必ず事前に作成
して会場にお持ちください。

<医療費控除を受けられる人へ>
令和6年1月1日~令和6年12月31日までの間に支払った医療費の明細を、人別、医療機関別にまとめた『医療費控除の明細書』を必ず事前に作成してください。
国民健康保険加入の人で、高額療養費の申請をされる人は、医療費控除の申告をする前に申請をお済ませください。

<農家のみなさんへ>
農業所得は収支内訳書による自主申告となっています。『収支内訳書』を必ず事前に作成してください。
東近江市のホームページに「農業収支計算ソフト」を掲載していますので、ご利用ください。

<住宅借入金等特別控除を受けられる人へ>
『住宅借入金等特別控除額の計算明細書』は必ず事前に作成してください。
なお、初年分は受付できませんので、ご注意ください。

税額に関する相談は受付できません

申告チェック表

令和7年1月1日現在
東近江市に住所のある人が対象です

申告の際には

マイナンバーカード と 本人確認書類

が必要です!!

◆マイナンバーカード(個人番号カード・顔写真付きのもの)をお持ちの方
マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●通知カード(顔写真のないもの)
●マイナンバーの記載がある住民票の写し

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる顔写真付きの身元確認書類》
●運転免許証 ●在留カード
●身体障害者手帳 ●パスポート

などのうちいずれか1つ

フロー図は、一般的な例を示しています。

スタート!

令和7年1月1日現在、東近江市に住所のある人が対象です。

令和6年中に
収入はありましたか?

いいえ

市内に住む親族に扶養されている。

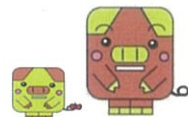
はい

いいえ

D ~ B ~

はい

何の収入がありましたか?
当てはまるものへ進んでください。



市役所本庁・各支所に税務署行の
申告書提出用ポストを設置します!

<提出用ポスト設置期間> 2月6日(木)~3月17日(月)

<設置場所> (本庁) 平日 8:30~17:15 市民税課前
土・日・祝日・夜間 当直室



(各支所) 平日のみ 8:30~17:15

① 給与収入

勤務先で年末調整を済ませた。

はい

いいえ

源泉徴収票に源泉徴収税額の記載がある。

はい

いいえ

A ~ C ~

年末調整をした給与所得以外に、他の会社の給与収入や他の所得(農業所得など)がある。

はい

いいえ

医療費控除など控除内容に変更がある。

はい

いいえ

C ~ D ~

年末調整をされなかった他の会社の給与収入の金額と他の所得の合計額が20万円以下である。

はい

いいえ

B ~ A ~

※申告不要の場合もあります。

② 公的年金収入

遺族年金または障害年金のみを受給している。

はい

いいえ

東近江市内に住む親族に扶養されている。

はい

いいえ

D ~ B ~

公的年金の収入金額が400万円以下である。

はい

いいえ

A ~

公的年金等以外の所得金額がある。

はい

いいえ

D ~

公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要です。
※住民税の申告が必要です。
※所得税の還付を受ける人や株式等の損失繰越のある人は、確定申告をすることができます。

公的年金等以外の所得金額の合計が20万円以下である。

はい

いいえ

B ~ A ~

③ 農業所得・不動産所得・事業所得

C ~

④ 一時的収入

一時的収入-必要経費-50万円>0である。

はい

いいえ

C ~

D ~

ゴール!

A

所得税の確定申告が必要です。

B

住民税の申告が必要です。

※近江八幡税務署では申告できません。

C

所得税の確定申告 または 住民税の申告が必要です。

※金額や内容によって申告の種類が異なります。

D

申告の必要はありません。

※原則必要はありませんが、住民税の申告をすることにより、所得額の記載された証明書の交付を受けることができます。
※社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の額に変更がある人は、住民税の申告をしてください。

※このフロー図により申告が不要とされた人でも、所得税の納付や還付が生じる場合や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。

ご持参いただくもの

- ☐ 申告者の①または②
①マイナンバーカード(個人番号カード・顔写真付きのもの)
②通知カード(顔写真のないもの)および運転免許証などの顔写真付きの身元確認書類(通知カードは住民票に記載されている氏名、住所が一致している場合に限る)
※②の場合、通知カードと身元確認書類の両方が必要ですので、ご注意ください。
- ☐ 被扶養者のマイナンバーが分かるもの
※扶養控除を受ける人
- ☐ 確定申告のお知らせハガキ、利用者識別番号等の通知
※税務署から送付または発行されている人はご持参ください。
- ☐ 源泉徴収票
※給与所得者や年金所得者 ※コピー可
- ☐ 収支内訳書(事前に作成しておいてください。)
※農業所得、事業所得、不動産所得のある人
- ☐ 社会保険料控除証明書
※国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書
※国民年金については、日本年金機構から送付された控除証明書
- ☐ 生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書
- ☐ 医療費控除の明細書
※医療費控除を受ける人(事前に集計し、作成しておいてください。)
- ☐ 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
※障害者控除を受ける人
- ☐ 寄附金の受領書・寄附金控除に関する証明書
※寄附金控除を受ける人(ワンストップ特例制度含む)
- ☐ 住宅借入金等特別控除関係書類
※特別控除額の計算明細書は事前に作成しておいてください。
※初めて住宅借入金等特別控除を受ける人は、近江八幡税務署で申告してください。
- ☐ 申告者本人の金融機関の口座が分かるもの
※還付を受ける人
- ☐ その他、所得や経費を明らかにする書類

